

医政経発0624第4号
薬食安発0624第2号
平成25年6月24日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公 印 省 略)

医療用医薬品への新バーコード表示に伴うJAN/ITFコード表示の終了について (周知徹底及び注意喚起依頼)

医療用医薬品のバーコード表示については、平成24年6月29日付け医政経発0629第2号・薬食安発0629第2号厚生労働省医政局経済課長・医薬食品局安全対策課長連名通知「「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」の一部改正について」(以下「二課長通知」という。)により示したとおり、平成27年7月(特段の事情のあるものは28年7月)以降製造販売業者から出荷される医療用医薬品については、すべての製品の調剤及び販売包装単位、特定生物由来製品及び生物由来製品の元梱包単位^{*1}に新バーコード^{*2}による表示が行われることとなり、併せて、現在、販売包装単位に新バーコードとともに併記されているいわゆるJANコード^{*2}及び元梱包単位に併記されているいわゆるITFコード^{*2}が表示されなくなります。

二課長通知に基づくJANコード又はITFコードの併記が行われる期間については下記のとおりであり、その終了が近づいてきましたので、改めて貴管下の医療機関及び薬局等へ周知徹底をお願いするとともに、これらのバーコードを業務上利用している医療機関等にあっては、業務に混乱のないよう必要な対応が行われるよう注意喚起方よろしくお願ひいたします。

記

1. 平成25年9月までの間は、販売包装単位に表示されているJANコード及び元梱包単位に表示されているITFコードと新バーコードの併記を求めているが、平成25年10月以降の併記は任意となるため、新バーコードのみが表示され、JANコードやITFコードが表示されていない販売包装や元梱包が順次出荷され始める。

2. 平成 27 年 7 月（特段の事情があるものは平成 28 年 7 月）以降は、販売包装単位及び元梱包装単位への J A N コード及び I T F コードを表示しないこととしており、以降は J A N コード及び I T F コードが表示されている販売包装及び元梱包装は出荷されないこと。

(* 1) 包装単位：以下の 3 段階の包装単位がある。

- ・調剤包装単位（PTP 包装シート、バイアル等）
- ・販売包装単位（PTP 包装シートを 100 枚収納した箱等）
- ・元梱包装単位（段ボール箱）

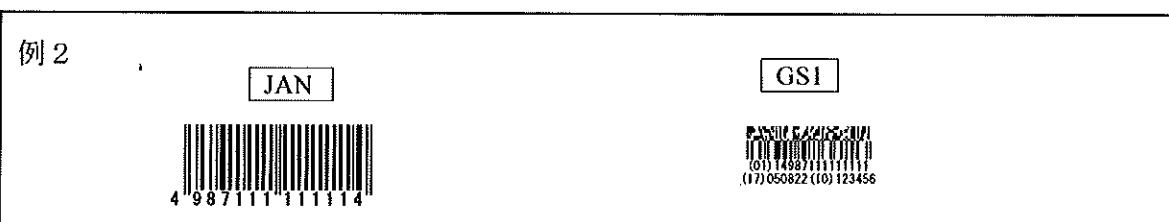
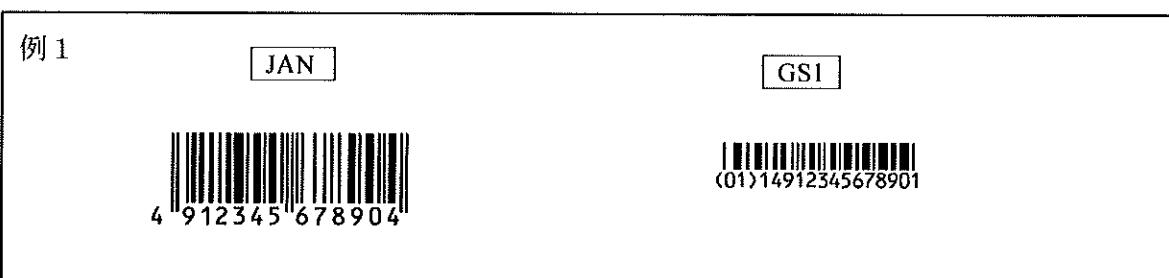
(* 2) 新バーコード：日本工業規格 X0509 に規定する GS1 データバー
又は日本工業規格 X0504 に規定するコード 128

J A N コード：日本工業規格 X0507 に規定するバーコード

I T F コード：日本工業規格 X0502 に規定するバーコード

参考：本通知発出時点でのバーコード表示例

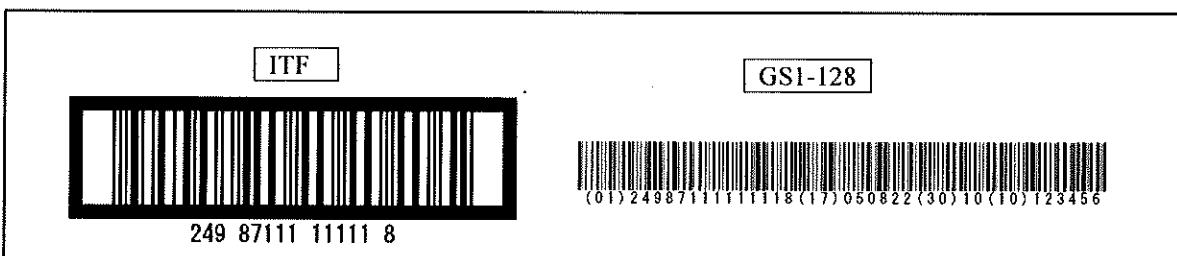
1. 販売包装単位（左側： J A N コード、右側：新バーコード。 J A N コードの表示が終了）



注：図中 GS1 との記載は GS1 データバーを意味する。

なお、上段の表示例は GS1 データバー限定型、下段の表示例は GS1 データバー限定型合成シンボル CC-A である。

2. 元梱包装単位（左側： I T F コード、右側：新バーコード。 I T F コードの表示が終了）



注：図中 GS1-128 との記載はコード 128 を意味する。